

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年10月5日

【会社名】 スリープログループ株式会社

【英訳名】 ThreePro Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村 田 峰 人

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿七丁目21番3号

【電話番号】 03(6832)3260

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 松 沢 隆 平

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿七丁目21番3号

【電話番号】 03(6832)3260

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 松 沢 隆 平

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年10月5日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社アセットデザイン（以下「アセットデザイン」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両者間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）当該株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アセットデザイン
本店の所在地	東京都港区西新橋二丁目4番3号
代表者の氏名	代表取締役 若林 武
資本金の額	108,000千円（平成27年3月31日現在）
純資産の額	60,278千円（平成27年3月31日現在）
総資産の額	213,590千円（平成27年3月31日現在）
事業の内容	起業家支援を目的としたインキュベーション・オフィス(レンタルオフィス)事業の運営

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位：千円)

事業年度	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	495,406	698,424	724,399
営業利益 又は営業損失()	5,683	11,859	26,050
経常利益 又は経常損失()	6,076	14,072	15,111
当期純利益 又は当期純損失()	881	12,398	21,083

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成27年10月5日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
若林 武	100.00%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

（2）当該株式交換の目的

当社は、ITを中心とした導入・設置・交換・保守支援、コンタクトセンター運用及びスタッフ支援、営業代行・販売支援、システム・エンジニアリング開発受託・スタッフ支援から構成されるIT関連のBPOサービスを軸とした事業を展開しております。

一方、アセットデザインは、起業家支援を目的としたインキュベーション・オフィス(レンタルオフィス)事業の運営を展開しております。

具体的には、オフィスビルを一棟またはフロアごと借上げ、様々なビジネススタイルにマッチングする仕様にオフィスの付加価値を高めた上で、スモールビジネスを行う事業者にレンタルするサービスオフィス事業を行っております。平成27年9月時点の拠点数は東京(23区内)、横浜市、大阪市を中心に約40箇所を展開しております。

一見、当社が展開するBPO事業との関連性は乏しいように思われますが、アセットデザインが運営するレンタルオフィス事業には起業の際のITインフラ構築から始まり、事業開始後の電話受付サービスやマーケティング、販売支援、企業の成長ステージに合わせた人材提供等のニーズが常にあり、正に様々なスキルを有する当社の登録スタッフの強みが最大限発揮できる事業でもあります。

また、アセットデザインが運営するレンタルオフィスの利用企業数は約1,200社であり、これは当社の取引者数とほぼ同じであります。当社とアセットデザイン社には取引先の重複はほとんどなく、本株式交換により当社のITサポートを軸とした高スキル人材の派遣や紹介業務を付加したレンタルオフィス事業の展開が可能となり、より付加価値の高いサービス提供が可能となります。また、アセットデザインにとっても、当社の子会社になることによる信用力の向上により、更なる事業の拡大が期待できることから、本株式交換を実施することといたしました。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

平成27年10月5日に締結した株式交換契約に基づき、平成27年11月2日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、アセットデザインを株式交換完全子会社とする株式交換であります。本株式交換は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行う予定です。

株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (完全親会社)	アセットデザイン (完全子会社)
株式交換比率	1	118
株式交換により交付する株式数	普通株式：302,080株	

(注) 当社は本株式交換に際して、新たに普通株式302,080株を発行し、アセットデザインの株式1株に対して、当社普通株式118株を割当交付いたします。なお、当社が保有する自己株式546,000株は今後の資本政策を機動的に行う可能性を総合的に勘案した結果、本株式交換には使用いたしません。

株式交換契約の内容

当社及びアセットデザインが平成27年10月5日に締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

スリープログループ株式会社(以下「甲」という。)及び株式会社アセットデザイン(以下「乙」という。)は、平成27年10月5日付で、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (株式交換)

1. 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。
2. 本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、次のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社
商号：スリープログループ株式会社
住所：東京都新宿区西新宿七丁目21番3号
 - (2) 株式交換完全子会社
商号：株式会社アセットデザイン
住所：東京都港区西新橋二丁目4番3号

第2条 (本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に118を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式118株を割り当てる。
3. 甲は、前二項に基づき本割当対象株主に対して交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第3条 (甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

第4条 (効力発生日)

1. 本株式交換がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、平成27年11月2日とする。
2. 本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、会社法第790条に従って、本効力発生日を変更することができる。

第5条 (株主総会の承認)

1. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、本項に定める手續を変更することができる。
2. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行うものとする。但し、同法第796条第3項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会による本契約の承認が必要となった場合は、甲は、本効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認、その他本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第6条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後本効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれ通常の業務執行の方法・範囲で自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、本契約において別途定めるものを除き、その財産状態、経営成績、事業若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第7条 (本契約の変更及び解除)

本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙のいずれかの財産状態、経営成績、事業、権利義務その他の状況に重大な影響を及ぼす事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生した場合には、甲及び乙は、相互に誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条 (本契約の効力)

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までの間に、第5条第1項に定める乙の株主総会の承認、又は、第5条第2項但書に該当する場合の甲の株主総会の承認が得られない場合。
- (2) 前条の規定に基づいて本契約が解除されたとき。

第9条 (準拠法及び合意管轄裁判所)

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年10月5日

甲 東京都新宿区西新宿七丁目21番3号
スリープログループ株式会社
代表取締役社長 村田 峰人

乙 東京都港区西新橋二丁目4番3号
株式会社アセットデザイン
代表取締役 若林 武

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎及び経緯

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するために、当社は第三者算定機関としてフィアール監査会計事務所（以下「フィアール事務所」といいます。）に株式交換比率の算定を依頼いたしました。

フィアール事務所は、株式価値の算定に際して、当社の株式価値については市場株価法を、アセットデザインについては、DCF法、類似上場会社法及び純資産法を採用し、これらの評価結果を助案した株式交換比率の算定結果を当社に提出いたしました。

当社は、フィアール事務所から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向等を助案の上、アセットデザインとの間で真摯に協議・交渉を行いました。その結果、前述「(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容 株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断しました。

算定機関との関係

フィアール事務所は、当社及びアセットデザインから独立した算定機関であり、当社及びアセットデザインの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	スリープログループ株式会社
本店の所在地	東京都新宿区西新宿七丁目21番3号
代表者の氏名	代表取締役社長 村田 峰人
資本金の額	現時点では確定していません。
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	ITを中心とした導入・設置・交換・保守支援サービス、コンタクトセンター運用及びスタッフ支援サービス、営業代行・販売支援サービス、システム・エンジニアリング開発受託・スタッフ支援サービス